

報第1号

平成30年度使用県立特別支援学校の教科書採択の一部変更について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項及び第25条第1項並びに教育長に対する権限の委任等に関する規則第1条第6号に基づき、別紙のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

平成30年3月19日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 松 川 禮 子

< 根拠法令 >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合も含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関すること及び県立学校の教科書を採択すること。

平成30年度使用公立学校教科用図書（特別支援学校）

学校名	発行者	教科用図書名
岐阜盲学校	教出	「著作教科書（特別支援学校聴覚障害用）」 国語 言語編